

**第一条** 秋田県営観光レクリエーション施設条例(平成四年秋田県条例第三十六号)の一部を次のように改正する。

第二条の表秋田県営田沢湖オートキャンプ場の項中「仙北郡田沢湖町田沢」を「仙北市田沢湖田沢」に改める。

第四条の表秋田県営田沢湖オートキャンプ場の項中「仙北郡田沢湖町」を「仙北市」に改める。

**第二条** 秋田県営観光レクリエーション施設条例の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「。次項」の下に、「次条」を加え、「第六条及び第八条」を「第七条、第十一条、第十二条及び第十四条」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第二号(二)、第三号(八)、第四号(二)、第五号(二)及び第六号(二)に掲げる施設を貸切使用によらず使用する場合は、この限りでない。

第四条を次のように改める。

(使用の許可の取消し等)

**第四条** 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止させることができる。

一 不正な行為により使用の許可を受けたとき。

二 使用の目的を変更したとき。

三 知事の指示に従わなかったとき。

四 前三号に掲げるもののほか、観光レクリエーション施設の管理上支障が生じたとき。

第九条を第十五条とする。

第八条中「管理受託者」を「指定管理者」に改め、同条を第十四条とする。

第七条中「管理受託者」を「指定管理者」に改め、同条を第十三条とする。

第六条第一項中「管理受託者」を「指定管理者」に、「変更しようとする」を「変更する」に改め、同条第二項中「の各号」を「に掲げる基準」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 別表の規定を基準として定められていること。

第六条第二項第二号中「当該観光レクリエーション施設の委託に係る」を「第九条第一項各号に掲げる」に改め、同条第四項中「管理受託者」を「指定管理者」に改め、同条を第十二条とする。

第五条中「前条」を「第八条」に、「の委託を受けた者(以下「管理受託者」という。)」を「を指定管理者に行わせる場合は、指定管理者」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、第五条から第七条までの規定は、当該使用者については、適用しない。

第五条を第十一条とし、第四条の次に次の六条を加える。

(使用料の徴収)

**第五条** 観光レクリエーション施設を使用する者から、別表に定めるところにより、使用料を徴収する。

2 使用料は、施設の使用の都度徴収する。ただし、知事は、特別の理由があると認める者については、後納させ、又は分納させることができる。

(使用料の減免)

**第六条** 知事は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。

(使用料の不還付)

**第七条** 既に徴収した使用料は、還付しない。ただし、知事は、使用者の責めに帰することができない理由により観光レクリエーション施設を使用することができなくなった場合その他特に必要があると認められた場合は、その一部又は全部を還付することができる。

(指定管理者による管理)

**第八条** 観光レクリエーション施設の管理は、法人その他の団体であつて知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

(指定管理者の業務)

**第九条** 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 使用の許可、使用の許可の取消し並びに使用の制限及び停止に関する業務

二 施設及び設備の維持管理に関する業務

三 観光レクリエーション施設の利用の促進に関する業務

四 前三号に掲げるもののほか、観光レクリエーション施設の管理に関し知事が必要と認める業務

2 前条の規定により観光レクリエーション施設の管理を指定管理者に行わせる場合における当該観光レクリエーション施設の使用についての第三条及び第四条の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは、「指定管理者」とする。

(管理の基準)

**第十条** 指定管理者は、前条第二項の規定により読み替えて適用される第四条に定めるもののほか、使用期間及び使用時間に関する基準その他の規則で定める管理の基準に従つて観光レクリエーション施設の管理を行わなければならない。

別表中「第六条」を「第五条、第十二条」に改め、同表第一号の表中「利用料金の上限額」を「使用料の額」に改め、同表施設等利用料の項中「施設等利用料」を「施設等の使用料」に改め、別表第二号(一)中「宿泊者の利用料金」を「宿泊者の使用料」に改め、同号(一)の表中「利用料金の上限額」

を「使用料の額」に改め、食事の項を削り、同表の備考一中「宿泊室の利用料金の上限額に、暖房設備利用料金として」を「額」に、「宿泊室の利用料金の上限額と」を「使用料の額と」に改め、同表の備考二中「宿泊室を使用する場合において、」を削り、同号(二)中「利用料金」を「使用料」に、「上限額」を「額」に改め、同号(三)中「グラウンド等の利用料金」を「グラウンド等の使用料」に改め、同号(三)の表中「利用料金の上限額」を「使用料の額」に改め、別表第三号(一)中「テントサイト等の利用料金」を「テントサイト等の使用料」に改め、同号(一)の表中「利用料金の上限額」を「使用料の額」に改め、同表貸切使用施設の利用料の項及び多目的広場を貸切使用する場合の利用料の項中「利用料」を「使用料」に改め、同表その他の施設等の利用料の項を次のように改める。

その他の施設等の使用料	シャワー	一回につき	三〇〇円
	浴室・プール	一人一回につき	六〇〇円
小学校児童及び中学校生徒	一	一般	三〇〇円
			六〇〇円

別表第三号(一)の表の備考二中「の利用料金」を「の使用料」に、「暖房設備利用料金」を「暖房設備の使用料」に、「上限額」を「額」に改め、同表の備考四中「の宣伝」を削り、「利用料金の上限額」を「使用料の額」に改め、同号(二)中「使用する場合の利用料金」を「使用する場合の利用料」に改め、同号(二)の表中「利用料金の上限額」を「使用料の額」に改め、同表の備考二中「の宣伝」を削り、「利用料金の上限額」を「使用料の額」に改め、別表第四号の表中「利用料金の上限額」を「使用料の額」に改め、食事の項を削り、同表の備考四中「の宣伝」を削り、「利用料金の上限額」を「使用料の額」に改め、同表の備考五中「利用料金」を「使用料」に改め、別表第五号(一)中「休憩室等の利用料金」を「休憩室等の使用料」に改め、同号(一)の表中「利用料金の上限額」を「使用料の額」に改め、食事の項を削り、同表の備考四中「の宣伝」を削り、「利用料金の上限額」を「使用料の額」に改め、同表の備考五中「利用料金」を「使用料」に改め、同号(二)中「利用料金」を「使用料」に、「上限額」を「額」に改め、別表第六号の表中「利用料金の上限額」を「使用料の額」に改め、食事の項を削り、同表の備考五中「の宣伝」を削り、「利用料金の上限額」を「使用料の額」に改め、同表の備考六中「利用料金」を「使用料」に改め、別表第七号の表中「利用料金の上限額」を「使用料の額」に改め、食事の項を削り、別表第八号の表中「利用料金の上限額」を「使用料の額」に改め、同表施設等利用料の項中「施設等利用料」を「施設等の使用料」に改め、同表の備考中「の利用料金」を「の使用料」に、「暖房設備利用料金」を「暖房設備の使用料」に、「上限額」を「額」に改め、別表第九号の表中「利用料金の上限額」を「使用料の額」に改め、同表の備考二中「の宣伝」を削り、「利用料金の上限額」を「使用料の額」に改め、同表の備考四中「利用料金」を「使用料」に改める。

(秋田県ふるさと村条例の一部改正)

**第三条** 秋田県ふるさと村条例（平成五年秋田県条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十一条」を「第二十五条」に改める。

第七条第一項中「入館しようとする」を「入館する」に、「入館料」を「入館料」に改め、同条第二項中「合わせて」の下に「ふるさと村の」を加え、「の利用料金」を「（以下本則において「スノーホワイト城等」という。）の利用料」に改める。

第十一条の見出し中「利用」を「使用」に改め、同条第一項中「利用しよう」を「使用しよう」に改め、同条第二項中「利用」を「使用」に改める。  
第十二条中「利用する」を「使用する」に改め、「の各号」を削り、同条第二号中「除く」の下に「。第二十五条において同じ」を加え、「第二十一条」を「第二十条及び第二十五条」に、「及び」を「並びに」に改める。

第十四条の見出し中「利用」を「使用」に改め、同条中「知事」を「前項の規定に該当する場合のほか、知事」に、「第十一条第一項の規定による」を「使用の」に、「利用」を「使用」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止させることができる。

- 一 不正な行為により使用の許可を受けたとき。
  - 二 使用の目的を変更したとき。
  - 三 知事の指示に従わなかったとき。
  - 四 前三号に掲げるもののほか、ふるさと村の管理上支障が生じたとき。
- 第十五条から第十七条までを次のように改める。

（使用料の徴収）

**第十五条** スノーホワイト城等に入場する者及び使用の許可を受けて許可施設又は許可施設以外のふるさと村の土地若しくは建物（以下「許可施設等」という。）を使用する者から、別表第二に定めるところにより、使用料を徴収する。

2 使用料は、スノーホワイト城等への入場又は許可施設等の使用の都度徴収する。ただし、知事は、特別の理由があると認める者については、後納させ、又は分納させることができる。

（使用料の減免）

**第十六条** 知事は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。

（使用料の不還付）

**第十七条** 既に徴収した使用料は、還付しない。ただし、知事は、使用者の責めに帰することができない理由によりふるさと村（近代美術館を除く。以下同じ。）を使用することができなくなった場合その他特に必要があると認められた場合は、その一部又は全部を還付することができる。

第二十一条中「に定めるもののほか、近代美術館以外の施設の管理」を「の施行」に改め、同条を第二十五条とする。

第二十条中「管理受託者」を「指定管理者」に、「利用者」を「使用者」に、「近代美術館以外の施設を利用する」を「ふるさと村を使用する」に改め、同条を第二十四条とする。

第十九条中「管理受託者」を「指定管理者」に改め、同条を第二十三条とする。

第十八条第一項中「管理受託者」を「指定管理者」に改め、同条第二項中「の各号」を「に掲げる基準」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 別表第二の規定を基準として定められていること。

第十八条第二項第二号中「第十五条の規定による委託に係る」を「第十九条第一項各号に掲げる」に改め、同項第三号中「利用者」を「使用者」に改め、同条第三項中「速やかに」の下に「当該」を加え、同条第四項中「管理受託者」を「指定管理者」に、「近代美術館以外の施設」を「ふるさと村」に改め、同条を第二十二條とし、第十七条の次に次の四條を加える。

(指定管理者による管理)

第十八条 ふるさと村の管理は、法人その他の団体であつて知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

(指定管理者の業務)

第十九条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 使用の許可、使用の許可の取消し並びに使用の制限及び停止に関する業務
- 二 施設及び設備の維持管理に関する業務
- 三 ふるさと村の利用の促進に関する業務
- 四 前三号に掲げるもののほか、ふるさと村の管理に関し知事が必要と認める業務

2 前条の規定によりふるさと村の管理を指定管理者に行わせる場合における第七条第二項、第十一条、第十三条第二項及び第十四条の規定の適用については、第七条第二項中「使用料」とあるのは「利用料金」と、第十一条、第十三条第二項及び第十四条中「知事」とあるのは「指定管理者」とする。

(管理の基準)

第二十条 指定管理者は、第十二条及び前条第二項の規定により読み替えて適用される第十四条に定めるもののほか、使用時間及び休業日に関する基準その他の規則で定める管理の基準に従つてふるさと村の管理を行わなければならない。

(利用料金の收受)

第二十一条 第十八条の規定によりふるさと村の管理を指定管理者に行わせる場合は、指定管理者は、スノーホワイト城等に入場する者及び使用の許

可を受けて許可施設等を使用する者から利用料金を自己の収入として收受するものとする。この場合において、第十五条から第十七条までの規定は、適用しない。

別表第二中「利用料金の上限額(第十八条)」を「近代美術館以外の施設等の使用料(第十五条、第二十二條)」に改め、同表第一号中「利用料金の上限額」を削り、同号の表中「利用料金の上限額」を「使用料の額」に改め、別表第二第二号中「許可施設の利用料金の上限額」を「許可施設」に改め、同号の表中「利用の」を「使用の」に、「利用料金の上限額」を「使用料の額」に、「利用する」を「使用する」に、「利用面積」を「使用面積」に改め、同表の備考一及び備考二中「利用者」を「使用者」に改め、同表の備考三中「利用者」を「使用者」に改め、「の宣伝」を削り、「利用する」を「使用する」に、「利用料金の上限額」を「使用料の額」に改め、同表の備考四中「利用面積が」を「使用面積が」に、「又はその利用面積」を「は一平方メートルとし、使用面積」に、「一平方メートルとし、使用面積」に、「一平方メートルとして計算するもの」を「当該端数を一平方メートル」に改め、同表の備考五中「利用」を「使用を」に、「利用料金を」を「使用料」に改め、同表の備考六中「利用の時間」を「使用時間」に、「又はその利用時間」を「は一時間とし、使用時間」に、「一時間として計算するもの」を「当該端数を一時間」に改め、別表第二第三号中「の規定による」を「に規定する」に、「建物の利用料金の上限額」を「建物」に改め、同号の表中「利用の」を「使用の」に、「利用料金の上限額」を「使用料の額」に、「利用する」を「使用する」に、「利用面積」を「使用面積」に改め、同表の備考一及び備考二中「利用者」を「使用者」に改め、同表の備考三中「利用者」を「使用者」に改め、「の宣伝」を削り、「利用する」を「使用する」に、「利用料金の上限額」を「使用料の額」に改め、同表の備考四中「利用面積が」を「使用面積が」に、「又はその利用面積」を「は一平方メートルとし、使用面積」に、「一平方メートルとし、使用面積」に、「一平方メートルとして計算するもの」を「当該端数を一平方メートル」に改め、同表の備考五中「利用を」を「使用を」に、「利用料金を」を「使用料」に改め、同表の備考六中「利用の時間」を「使用時間」に、「又はその利用時間」を「は一時間とし、使用時間」に、「一時間として計算するもの」を「当該端数を一時間」に改める。

(秋田県立男鹿水族館条例の一部改正)

**第四条** 秋田県立男鹿水族館条例(平成十五年秋田県条例第八十四号)の一部を次のように改正する。

第九条第二項第一号を次のように改める。

- 一 別表の規定を基準として定められていること。
- 別表の備考を次のように改める。

備考 この表における「小学校児童及び中学校生徒」には、これらの者に準ずる者を含むものとする。

(秋田県金属鉱業研修技術センター条例の一部改正)

**第五条** 秋田県金属鉱業研修技術センター条例(平成二年秋田県条例第五十号)の一部を次のように改正する。

第二条中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

## 三 宿泊室

第七条を第十四条とし、第六条の次に次の七条を加える。

(指定管理者による管理)

**第七条** センター（本館を除く。以下同じ。）の管理は、法人その他の団体であって知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

(指定管理者の業務)

**第八条** 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 使用の許可、使用の許可の取消し並びに使用の制限及び停止に関する業務
- 二 施設及び設備の維持管理に関する業務
- 三 金属鉱業その他これに関連する産業に関する情報の提供に関する業務
- 四 前三号に掲げるもののほか、センターの管理に関し知事が必要と認める業務

2 前条の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合におけるセンターの宿泊室（以下「宿泊室」という。）の使用についての第二条及び第三条の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは、「指定管理者」とする。

(管理の基準)

**第九条** 指定管理者は、前条第二項の規定により読み替えて適用される第三条に定めるもののほか、使用時間及び休業日に関する基準その他の規則で定める管理の基準に従ってセンターの管理を行わなければならない。

(利用料金の收受)

**第十条** 第七条の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合は、指定管理者は、宿泊室を使用する者から利用料金を自己の収入として收受するものとする。この場合において、第四条第一項の規定は、当該使用者については、適用しない。

(利用料金の承認)

**第十一条** 利用料金は、指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定めるものとする。これを変更するときも、同様とする。

2 知事は、前項の承認の申請があった場合において、当該申請に係る利用料金が次に掲げる基準に適合していると認めるときは、同項の承認をしなければならぬ。

一 別表第一号(二)の規定を基準として定められていること。

二 第八条第一項各号に掲げる業務の適切な運営に要する費用に照らし妥当なものであること。